

該当箇所	意見
<p>2-4-2. BtoC、BtoBtoC マーケットを拡大していくための方策</p> <p>2-4-2-3. 考え方</p>	<p>多種多様な MVNO が MNO との競争を通じて様々なユースケースやソリューションを生み出していくことは 5G ビジネスの拡大・発展に寄与すると想定されるところ、MVNO のモバイル市場への参入を促進するためには、MVNO が MNO と同等の自由度を持って機能や設備を利用できる環境や制度を整備するなど、モバイル市場の公正な競争環境の実現が必要不可欠だと考えます。</p> <p>有限希少な国民の共有財産である電波の割当を受けている MNO は、本来、設備競争を通じて、設備の高度化や信頼性の向上を図ることが求められるものと認識しております。一方で、至近の MNO 間の協調による設備共用等の取組みは、エリア整備の効率化につながるものの、今後、MNO 間の設備共用等の取組みが更に進展し、MNO のみはそのメリットを享受する状況となった場合においては、モバイル市場の協調的寡占がより強まり、競争の減退、ひいては 5G ビジネスの拡大・発展の阻害に繋がるおそれがあると考えます。</p> <p>この点、5G (SA 方式) 時代において、MVNO が MNO と同等の競争力・自由度を持つために、MNO のエリア整備の効率化を反映した接続料や卸料金の低廉化に加え、MVNO が金銭を対価に MNO 設備の共用に参加できる枠組み (RAN シェアリングによるフル VMNO 等) の早期実現が求められます。</p>
<p>2-5. 周波数帯の特性に応じた割当方式</p> <p>2-5-3. 考え方</p> <p>3-5-4. オークション参加資格の審査</p> <p>3-5-4-3. 考え方</p>	<p>周波数の割当に当たって、総合評価方式における審査項目や条件付オークションの条件に MVNO の促進に関する項目を設けることは、MNO が接続或いは卸役務による MVNO へのネットワーク提供や機能開放について能動的かつ継続的に取り組むインセンティブとなり、多種多様な MVNO のモバイル市場への参入を促進するとともに、MNO との競争を通じた創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出に繋がるものと考えます。</p> <p>特に、5G が持つ様々な特長の発揮が期待できる Sub6 やミリ波などの周波数帯は、今後 5G (SA 方式) による活用が想定されます。この点、MVNO が MNO と同等の自由度を持って機能や設備を利用できるよう、「接続料の算定等に関する研究会第五次報告書」にて示された 5G (SA 方式) の機能開放形態となる 4 類型 5 方式を念頭に、自由度の低い初歩的な方式のみならず、高度な方式も含めた多様な方式による機能開放に対してインセンティブを付与する制度設計とすることが、5G ビジネスの拡大・発展に資するものと考えます。</p> <p>本報告書案において、ミリ波等の高い周波数帯の割当に原則適</p>

	<p>用される条件付オークションの参加資格として「MVNO へのネットワーク提供計画を有していること等」と示されたところ、現在 MNO 各社からの提供が実現されている L3 接続相当だけではなく、MNO と同等の自由度を持つことが期待できることを理由に、多くの MVNO が早期実現を要望する L2 接続相当に係るネットワーク提供計画を有することを必須条件とすることが、5G（SA 方式）時代の公正な競争環境の確保の観点から望ましいと考えます。</p>
--	--

以 上